

第６章

計画の推進体制

# 第６章　計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等が役割を持って、主体的に取り組んでいく必要があります。

また、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

## １　それぞれの主体に期待する役割

### （１）家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善悪の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力し合い親子のふれあいや家族の絆を深めていくことが期待されます。

### （２）教育・保育機関

幼稚園・学校や保育所は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう、教育・保育の充実に努めることが期待されます。また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。

### （３）地域

地域における教育力や子育て力を高めるため、その主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等が連携しながら、地域において教育や子育てを行う環境や推進体制の充実を図ることが期待されます。

### （４）企業

共働き家庭が増加する中、仕事と家庭生活が両立できるよう、育児休業制度の利用促進、労働環境の短縮や弾力化等、就労に関する条件を整備することが期待されます。

### （５）行政

本計画の実現をめざし、子ども・子育て支援策を積極的に推進し、教育・子育て環境の充実を図るとともに、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広く周知・啓発します。

また、行政が中心となり、この計画を推進していく必要があることから、庁内関係各課が連携し、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に計画を推進します。

## ２　計画の進行管理

この計画で定めた教育・保育、および地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについては定期的な進捗管理および評価を行います。

また、庁内の推進体制や「大東市子ども・子育て会議」などにおいて、ＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

計画の進捗および評価結果については、ホームページや広報などの媒体や機会を通じて、積極的に市民に周知します。



資　料　編

# 資　料　編

## １　大東市子ども・子育て会議条例

平成25年９月26日

条例第35号

(設置)

第１条　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務等について調査審議等をするため、大東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、または審査する。
(1)　子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
(2)　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項
(3)　次世代育成支援対策に関する事項

(委員)

第３条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

２　子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
(1)　子ども・子育て支援および次世代育成支援に関し学識経験のある者
(2)　関係機関または関係団体から推薦された者
(3)　子どもの保護者
(4)　子ども・子育て支援または次世代育成支援に関する事業に従事する者
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

３　子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第４条　子ども・子育て会議に、会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第５条　特別の事項に関する調査審議等をさせるために必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第７条　子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員および臨時委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議等の状況および結果を子ども・子育て会議に報告する。

５　子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉・子ども部において行う。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成26年条例第６号)

この条例は、平成26年４月１日から施行する

## ２ 大東市子ども・子育て会議委員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | よ　　み | 所属団体等 | 備考 |
| 合田　誠 | ごうだ　まこと | 四條畷学園短期大学 | 会長 |
| 長谷　範子 | はせ　のりこ | 花園大学 | 副会長 |
| 永田　久史 | ながた　ひさし | 大東市民間保育園連絡協議会 |  |
| 前田　泉 | まえだ　いずみ | 大東市私立幼稚園連合会 |  |
| 宮田　典子 | みやた　のりこ | 大東市公立小学校長会　 |  |
| 守屋　寿文 | もりや　ひさふみ | 大東市区長会 |  |
| 中村　朋子 | なかむら　ともこ | 大東商工会議所 |  |
| 河村　彰則 | かわむら　あきのり | 大東市こども会育成連絡協議会 |  |
| 土砂　政德 | どしゃ　まさのり | 特定非営利活動法人　地域協働保育所 |  |
| 山本　早苗 | やまもと　さなえ | 大東市社会福祉協議会 |  |
| 中田　順子 | なかた　じゅんこ | 大東市民生委員児童委員協議会 |  |
| 楳沢　弘樹 | うめざわ　ひろき | 合寝大畷地区協幹事パナソニックデバイス労働組合 |  |
| 久保　友宏 | くぼ　ともひろ | 公募委員 |  |
| 岩崎　貴子 | いわさき　たかこ | 公募委員 |  |

##

## ３ 計画の策定経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催（実施）日 | 開催（実施）事項 | 主な内容 |
| 平成30年７月18日 | 平成30年度第１回大東市子ども・子育て会議 | ○大東市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について進捗状況について○大東版ネウボラについて |
| 平成30年11月５日 | 平成30年度第２回大東市子ども・子育て会議 | ○第２期大東市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について○ネウボランドだいとうの事業状況について |
| 平成31年１月７日～１月21日 | 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査 | 就学前児童調査：1,800就学児童調査　： 900 |
| ２月20日 | 平成30年度第３回大東市子ども・子育て会議 | ○大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告について○用自己養育・保育の無償化について |
| 令和元年８月26日 | 令和元年第１回大東市子ども・子育て会議 | ○第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の素案について |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |



**第２期大東市子ども・子育て支援事業計画**

発行年月：令和２年３月

発行：大東市

編集：大東市 福祉・子ども部 子ども室

〒574-8555　大東市谷川１丁目1番1号

TEL072-872-2181（代表）　FAX：072-872-2189

URL http://www.city.daito.lg.jp

E-mail kodomoseisaku@city.daito.lg.jp

